

年金

第3号被保険者 厚生年金などの被扶養者の方へ

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)である夫(妻)に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)を国民年金第3号被保険者といえます。

保険料

国民年金保険料の支払いは不要ですが、配偶者の給料からの天引きではありません。配偶者の加入している厚生年金や共済組合が制度全体として負担しています。

加入手続き

届け出先は配偶者(第2号被保険者)の勤務先です。厚生年金・共済年金などに加入している配偶者に扶養されていても、届け出をしないと第3号被保険者に該当しません。忘れずに手続きをしてください。

第3号被保険者の特例届け出

年金事務所へ届け出ること、昭和61年4月以降の「届け出忘れ期間」が全て承認されます。手続きに必要なものは、年金事務所へお問い合わせください。

届け出が必要なとき

| こんなとき | | 種別 | 届け出先 | 必要なもの |
|---|---------|----------------|----------------------|---------------|
| 会社や役所などに就職したとき | 厚生年金に加入 | 3号→2号 | 勤務先 | 年金手帳など |
| | 共済年金に加入 | | | |
| 配偶者に扶養されるようになったとき(配偶者が2号被保険者の場合) | | 1号→3号 2号→3号 | 配偶者の勤務先 | |
| 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したときまたは第2号被保険者の扶養からははずれたとき(離婚、収入増など) | | 3号→1号 | 役場 町民税務課 国保年金係 | 印鑑、年金手帳、喪失証明書 |
| 住所、氏名が変わったとき | | 3号 | 配偶者の勤務先 | 年金手帳など |
| 年金手帳をなくしたとき | | | | |

お問い合わせは

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

弔慰

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 償還額を増額します

問 福祉保健課 福祉係 ☎77-3914

第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け方(戦没者等の妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給
戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

支給額

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで(請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください)



田んぼは早くも秋の景色



介護予防教室 後期の参加者を募集します

問 地域包括支援センター ☎77-3914

介護予防教室「いつまでも元気塾(後期)」は、年齢を重ねても、いつまでも健やかでいられるために日々実践すべきことを楽しく学ぶ教室です。

■対象者 65歳以上の男女(主治

医などから運動制限の指示を受けていない方および要介護認定を受けていない方)

■日時 10月23日(金)～平成28年2月5日(金)

全15回(全て金曜日)
午後1時30分～3時30分

■会場 保健センター

■内容
・健康運動指導士による運動指導(ストレッチ、軽い筋トレなど)
・管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士による個別指導および講

話、認知症予防など

■費用 無料

■募集 10人

■申込み締切 9月18日(金)

※先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきますが、申込者には基本チェックリストをご記入いただき、運動制限の有無など参加の適否についても確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。
■その他 会場までの交通手段の無い方は送迎しますので、ご相談ください。

しばやま花いっぱい運動 町を美しい花でいっぱいにしませんか?

問 まちづくり課 都市環境係
☎77-3908

「しばやま花いっぱい運動」にご協力くださる参加者を募集します。

■日時 9月24日(木) 午前9時～
(小雨決行、荒天の場合は25日(金)に延期します。)

■集合場所 芝山町南庁舎前

※当日は、動きやすい格好でお越しください。植える道具(シャベルなど)・タオル・軍手をご用意できる方はご持参ください。



入札参加資格審査申請 平成28・29年度の当初申請受付開始

問 総務課 契約管財係 ☎77-3907

芝山町の建設工事、測量・コンサルタント、物品、委託の入札に参加するためには、「芝山町入札参加資格者名簿」に登録されている必要があります。

芝山町の入札に参加を希望する方および芝山町における入札参加資格をすでに有している方で引き続き入札参加資格を希望する方は、平成28・29年度入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。
なお、手続きは「ちば電子調達システム」を利用した電子申請により受け付けを行います。

■申請受付の対象
建設工事、測量・コンサルタント、物品、委託

■申請受付期間
9月16日(水)から11月16日(月)まで(午後5時必着)

1. 申請には、「ちば電子調達システム」での電子申請と申請書類の提出が必要です。

2. 申請書類は、千葉県電子自治体共同運営協議会の共同受付窓口(書類提出先参照)へ送付してください。共同受付窓口で書類を受領後、共同受付窓口、芝山町と書類審査を経て「ちば電子調達システム」上で「審査終

了」となった方を名簿に登録します。

3. 芝山町では直接書類を受け付けることはできません。芝山町へ直接送付することのないようご注意ください。

■申請方法

千葉県電子自治体共同運営協議会ホームページ (<http://www.e-chiba.org>) 内の「千葉電子調達システム」から電子申請を行い、「平成28・29年度入札参加資格審査申請マニュアル」に記載の添付書類を添えて入札参加資格審査申請書を千葉県電子自治体共同運営協議会の共同受付窓口へ送付します。

申請方法などの詳細は、「ちば電子調達システム」ホームページ内に掲載されている「平成28・29年度入札参加資格審査申請マニュアル」を参照してください。

「ちば電子調達システム」ホームページ <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>